

FCE研究会 報告書

開催日時：2021年9月24日(金) 18:00-19:30

担当：赤尾、成毛、湊

構成

- I. 外国学修歴・資格評価システム：留学生の入学選考を中心に（太田氏）
- II. ABKにおける外国学歴評価の概要と日本におけるFCEの現状と課題（白石氏）
- III. 質疑応答

I. 外国学修歴・資格評価システム：留学生の入学選考を中心に

一橋大学 全学共通教育センター 教授

Hitotsubashi University Global Education Program (HGP) ディレクター

太田 浩

1. 国際的な人材の流動化
2. 外国学修歴・資格評価（FCE/FCR）
 - 2.1. FCE/FCRの定義と意義
 - 2.2. FCE/FCR機関
3. 米国における評価システム
 - 3.1. 内部評価
 - 3.2. 外部評価
4. FCE導入と留学生入学試験の改善
5. 教員の採用・承認審査における問題
6. 日本型FCEシステムの確立へ

1. 国際的な人材の流動化

グローバル化に伴い、学生・研究者・専門職従事者など国際的な人材の流動化が進んでいます。海外留学や移住などの国境を越える人材移動が活発になると、人物に付随して、当該個人が蓄積してきた学業や職業に関する資格・技能、及び証明書も移動することになります。そのため、外国の教育機関や雇用先でそうした人材の実績を正当に取り扱うには、学修歴や資格に対する受入れ時の適正な審査が必須です。その評価システムを、Foreign Credential Evaluation（以下、「FCE」とする）と呼びます¹。なお、この名称は主に北米で用いられ、欧州ではForeign Credential Recognition (FCR) と表記されることも多くあります。

2. 外国学修歴・資格評価（FCE/FCR）

2.1. FCE/FCRの定義と意義

外国で発行された成績証明書、学位・卒業証明書、各種資格証明書について、FCE/FCRでは以下の2点が評価・認定されます。まずは、受入れ国の教育制度や資格制度の下で、そ

れらがどの段階に見なされるかという点（接続性）です。学業成績の場合、どの評定に見なされるかという審査も含まれる場合があります。そして、受入れ国のどの資格と同等であるかという点（同等性）の評価・認定も必要です。さらに、FCE/FCRは学業面だけでなく職業面の資格評価にも活用されます。母国で取得した資格を受入れ国の制度に照らし合わせた場合、同様の職業に従事できる専門性を持っているか、または当該資格試験の出願資格を満たしているかなどを審査します。例えば、米国では看護師やケアワーカーをはじめ、教員、会計士など様々な専門職を志望する移民に対して、FCEを行っています。接続性や同等性を査定し、「このレベルには達していると認定できるため、次は不足している部分や上位の部分を習得してください」といった評価が移民受け入れの先進国では主流となっています。一方、日本では専門職に就くには、一から日本語学習と資格試験の合格が必要となります。日本の外国人材受入れにおいて問題となっていることの一つが、この「最初からやり直し」を求めるシステムです。FCE/FCRは、学業・職業いずれの評価にせよ、国内で教育・訓練を受けた者と国外で受けた者の学修歴・資格を比較可能なものとし、人材の質の確保につなげることを究極的な目的としています。

その評価においては、受理した証明書の真贋を審査する必要もあります。以前は中国における証明書の偽造が問題となりましたが、今でも世界中で同様の問題は発生しています。例えば、米国には教育省のような教育を全国的に管理監督する中央省庁が存在せず、universityやcollegeという名称の使用に関する法的規制がないため、大学はア krediteーション（認証）を受けているものと受けていないものがあります。さらにそのア krediteーションを行うのは民間の業界団体であるため、ディグリー・ミルやディプロマ・ミル²が自らア krediteーション団体を創設することも多いと指摘されています。現在は証明書の電子化³が贖物対策としても機能してきていますが、依然として注意すべき問題です。FCE/FCRは、伝統的な移民国家や留学生受入れの先進国において現実的な必要性から発展してきたと同時に、偽造、詐欺のような不正を取り締まるという点からも意義と需要が高まってきました。その発展は書類審査の高度化と信頼性の向上に寄与しており、現在FCE/FCR機関は世界各国の教育制度のデータベースを構築し、連携促進に励んでいる最中です。

2.2. FCE/FCR機関

FCE/FCRを担う機関は、世界各国の教育システムのデータベースを構築し、世界中の大学の成績証明書や卒業証明書のサンプルを含め、多数の関連資料を保存・更新しています。欧州の場合は、政府系の専門機関（National Information Center: NIC）⁴が運営し、世界的ネットワーク（ENIC-NARIC Network）⁵を構築しています。一方、北米のFCEは200から300の多種多様な民間の専門機関（非営利団体）に委ねられており、その中でも最大の実績を挙げるWorld Education Service (WES)⁶などの主要機関が、業界団体（National Association of Credential Evaluation Service: NACIS）⁷を形成しています。それにより、世界各国の情報を収集するだけでなく、自国の制度・仕組みに関する国外への情報発信も担い、業界全体のレベルアップや認知度向上にも貢献しています。

そして、中国では、政府教育部の直轄機関であるChina Higher Education Student Information and Career Center (CHESICC) が中国の教育情報サイトを運営しており、日本にもその代表部が存在します⁸。過去、中国で騒がれた証明書の偽造問題は、中国国内の企業でさえ自国の大学を卒業した学生の証明書を信頼できないという事態を引き起こし、その真贋を確認できるシステムの開発が迫られました。つまり、CHESICCの起源は国内の雇用者向けであり、それが現在は海外からの需要にも応える形で発展しているということになります。

3. 米国における評価システム

3.1. 内部評価

大学、雇用者及び資格授与機関が実施するFCEは、評価結果を組織内部で活用することから「内部評価」と呼ばれます。大学を例にすると、まずは卒業証明書等から志願者の出願資格と入学許可の適格性を審査します。そして、米国では編入学が一般化しているため、成績証明書による年次の配置も重要です。学位や卒業資格の同等性を評価するためには、汎用性の高い「一般的基準」を活用しますが、志願者個々の学力面での能力や資質を評価するためには、各大学が独自に定める「機関個別基準」を活用します。すなわち出願資格の審査については前者、入学許可の判定については後者の基準が用いられます。

3.2. 外部評価

一方、大学等の志願者の依頼により民間の外部評価機関が実施するFCEは「外部評価」と呼ばれます。評価結果は、依頼者の必要に応じて多目的に使用することが可能です。成績や学位等に関する証明書の機能、すなわちその証明書が個人のどのような能力や実績を示しているかということに重点を置き、それを米国の一般的なシステムに照合した場合の教育段階や評定を評価するため、「一般的基準」のみを使用します。換言すると、外部評価は証明書に記述されている事項について、受入れ国における同等性や接続性を査定するものであり、当該証明書所有者の専門的な技能や能力そのものの証拠を提示するものではなく、入学許可や免許取得、あるいは企業等での雇用を保証するものでもないということになります。その最終的な判断は、あくまでも大学や資格授与機関、雇用者が下すこととなります。評価結果は、当該証明書所有者の志願や証明書を受け取る機関の選考や審査を支援するものであるため、裏を返せば、外国人材受入れの歴史があり、独自の評価方法を蓄積しているような機関では、外部評価を必要としない場合もあるでしょう。しかし、留学生受入れの実績が少ない大学やFCEに関するスキルや知識を持ったスタッフがいない場合などでは、こうしたサービスを積極的に活用することになります。

米国の外部評価機関は志願者の依頼によって審査を実施するため、例えば志願者がある大学のアドミッション・オフィスに証明書を送ったものの、そこでは内容を判断するのが難しいとなった場合、志願者に外部評価機関を紹介し、志願者自身がその機関に評価を依頼、併せて費用を負担することになります。一方欧州では、大学等が直接NICに認証を依頼するケースが多く、志願者の費用負担がない国もあるようです。しかしながら、この方法を採用すると、評価結果が受入れ機関のものになってしまうという問題があります。もしある人が複数の大学に出願をした場合、当該個人の評価がそれぞれの受入れ機関から重複してNICに依頼される可能性も考えられます。この点、志願者自身が依頼を行う米国では、評価結果が当該個人のものとなり、他の大学や雇用者への出願をする際もそれを活用できるため、より効率的であると言えるでしょう。

4. FCE/FCR導入と留学生入学試験の改善

FCE/FCR導入に伴う書類審査の高度化によって、後期中等教育・中等後教育の学修歴・学修成果が精査可能になり、渡日前入学許可の普及にもつながることが期待されています。日本の大学等で必要とする日本語力と基礎学力の評価を目的にした日本留学試験（Examination for Japanese University Admission for International Students: EJU）⁹の成績を主な判断材料として留学生志願者の可否を決める大学も増えつつあります。これにより、志願者は各

大学が個別に実施する入学試験を受験することなく、海外在住のまま日本留学試験の成績と高等学校の成績等で入学許可の審査（入学者選考）をしてもらえます。しかしながら、書類審査のみによる渡日前入学許可は未だ十分に普及していません。そうした現状の改善、そして留学生志願者に対する編入学や、入学前単位認定の一般化を目指すには、FCE/FCRの導入と整備が急務です。入学選考を入試偏重から書類審査中心にシフトさせる制度改革を行い、世界中の留学希望者に広く門戸を開くことで、留学生の量的拡大と出自国の多様化が促進されると考えられます。留学生にとっては、留学前の学修歴や資格が適正に評価されることで、日本での大学入学時における接続性が向上し、学位取得の効率性を高められるというメリットがもたらされます。また、欧州におけるFCRの発展は、エラスムス・プログラムやECTSの開発、ポローニャ・プロセスとリンクしていることが特徴のひとつです。交換留学、短期留学、認定留学、休学留学における単位互換・認定制度、すなわち共通性・通用性を促進し、結果として学生の流動性を高めることが期待されます。

5. 教員の採用・承認審査における問題

日本でのFCE/FCRへの取り組みが不十分であることは、教員の採用・昇格審査にも深刻な影響を及ぼしています。質の伴わない教員、すなわちディプロマ・ミル等による贋物の学位を持つ教員へのチェック機能が欠如していることが指摘されています。2007年、文科省は海外の真正でない学位が教員の人事や広報に使用されたケースについて実態調査を行い、106大学115名もの不正を明らかにしました¹⁰。日本におけるFCE/FCRの導入と整備は、留学生に対する入学選考制度を国際標準的なものにするだけでなく、教員の採用・昇格審査を強化し、高等教育の質保証を担うことが期待されます。政府と高等教育機関が一体となってFCE/FCRへの取り組みを進めることが不可欠です。

6. 日本型FCE/FCRシステムの確立へ

FCE/FCRを取り巻く問題としては、National Qualifications Framework (NQF) の不在、経済連携協定 (EPA) に基づく看護師や介護福祉士の受入れに関する課題並びに、Offshore programs, Branch campus、遠隔教育等で学んだ学生の出願や、高校で短期・交換留学をした生徒の出願も挙げられます。特に米国では、外国人留学生在が高校で1年ほど在学しただけでも卒業証明書を与えられることがあり、これをもって大学に出願する生徒が現れるという問題があります。こうした様々な課題を洗い出していくと、日本の大学の成績証明書にも決定的な欠点が観察されます。レターヘッドまでプリンターで印刷されている、用紙に透かしがないといった様式の粗雑さに加え、特講、演習など学んだ内容が明示されない科目名、そして成績原簿と成績証明書で中身が異なるという二重帳簿の問題も指摘されています。成績原簿には落第・不合格科目やその評定が含まれていますが、成績証明書として発行する際はそれらの情報が削除されるという問題です。そうした倫理的な問題からも日本の成績証明書は世界的に不評であり、日本の学生は国外の教育機関に出願する際に不利を被っている側面があります。また、日本の高等教育機関やその仕組みは世界的な認知を得ているわけではないので、海外のFCE/FCR機関に日本の教育制度と学修歴・資格に関する情報を発信し続けることが求められます。さらに、NAFSAやEAIEでは多くのFCE/FCRに関するワークショップが定期的開催されており、FCE/FCR機関と大学職員が共に学びあい、教えあう機会が提供されていますが、日本はそうした場への参画において大幅な遅れをとっています。

以上のことから、日本型FCE/FCRシステムの確立とそれに向けた国内・国外向けの取り組みが、喫緊の課題であると言えます。ただし、日本の高等教育制度を勘案すると、米国のような民間主導型のFCEは馴染まず、欧州型の政府系機関によるNICや官民共同によるFCE/FCRの実践が現実的であると思われます。その取り組みにおいては、1) 世界各国の教育制度や外国学修歴・資格証明書に関する研究とそのデータベース化、2) 外国人留学生、外国高度人材・専門職の受入れ、母国に帰国する外国人留学生の進路、帰国する日本人海外留学生の受入れに関するFCE/FCRを通しての支援、3) CAMPUS AsiaやUMAPなどの地域レベルの学生流動化や学生交流の推進を3本の柱に据え、政府系機関、高等教育機関、民間組織との連携による日本型評価システムの確立へ向けた政府のイニシアティブが望まれます。

〈注〉

1. FCEの世界的概況、および日本・中国・韓国における取り組みについては、以下の論文と書籍を参照のこと。
太田浩 (2008) 「外国成績・資格評価(Foreign Credential Evaluation)システムと留学生の入学審査」『留学交流』20(8), pp.2-5.
<https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/re/18248/?lang=1>
太田浩・芦沢真五・黒田千晴 (2013) 「日中韓における成績・学位・資格評価と地域的連携」黒田一雄編「アジアの高等教育ガバナンス」勁草書房, pp. 172-199. <https://www.keisoshobo.co.jp/book/b107591.html>
2. 学位工場、証書工場と直訳される。大学を称しているが、実際にはア krediteーションを受けておらず、著しく低い教育水準で金銭と引き換えに不正な高等教育の学位を授与するような組織・団体を指す。その活動は学位商法とも呼ばれる。
3. 近年の証明書電子化に関する取り組みについては、以下の論文を参照のこと。
太田浩 (2020) 「学歴証明書デジタル化の世界的動向」『アジアの友』(543), アジア学生文化協会, pp.11-14.
4. 国内外のNICの設置・機能については、以下の報告書を参照のこと。
大学評価・学位授与機構 (現・大学改革支援・学位授与機構) (2016) 「学生移動 (モビリティ) に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」 <https://niadqe.jp/wp/wp-content/uploads/2018/02/f001-1603-mobility.pdf>
5. ENIC-NARICについては、以下のウェブサイト参照のこと。
<https://www.enic-naric.net/>
6. WESについては、以下のウェブサイト参照のこと。
<https://www.wes.org/>
7. NACES については、以下のウェブサイト参照のこと。
<https://www.naces.org/>
8. CHSI 中国学歴・学籍認証センター 日本代理機構については、以下のウェブサイト参照のこと。
<http://chsi.jp/index.html>
9. EJUについては、以下のウェブサイト参照のこと。 <https://www.jasso.go.jp/ryugaku/eju/index.html>
10. 文部科学省 (2008) 「真正な学位と紛らわしい呼称等についての大学における状況に係る実態調査について 集計結果 (平成20年4月8日追加分)」 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/04/08041704/001.pdf

II. ABKにおける外国学歴評価の概要と日本におけるFCEの現状と課題

付録：外国人受入れ政策と「日本語教育の参照枠」

公益財団法人アジア学生文化協会 理事長
白石 勝己

1. はじめに
2. 外国人受入れのステージ変化
3. 「日本語教育の参照枠」の構造
4. FCE運用の実際
5. レベルにあった教育を受けるための基礎的能力の基準
6. アジア地域における高等教育の資格認証条約
7. 実質的な差異判断と日本における大学資格入学資格の確認
8. おわりに

1. はじめに

公益財団法人アジア学生文化協会（ABK）では、大学等への国際化支援事業として日本の大学入学資格判定や留学生志願書処理受託業務を行っています。図表1に表されているように、大学側が留学生を受入れる各プロセスで、当協会はサービスを提供しています¹。入学資格判定や志願書処理では、海外の卒業証明書・成績証明書のなどにより評価を行います。そのうちの約8割は当協会に蓄積したデータで判断が可能ですが、残りの約2割は新規調査が必要となります。ここでは、当協会でのどのように大学入学資格の判定を行っているかを紹介致します。

その前に、現在の日本における外国人の受け入れと日本語教育の状況が大きく変化してきているので、その状況をお話ししたいと思います。



図表1 留学生を受入れるプロセスとABKのサポート業務 出典：アジア学生文化協会

2. 外国人受入れのステージ変化

ここ数年の間で、外国人受入れの変化が具体的に出されたのは、2015年6月の内閣府日本再興政策の中で「中長期的な外国人受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。」と記されてからです。それまでは外国人受入れに関しては、必ず「高度人材」という枕詞が付けられていました。その後、2016年に自民党政務調査会・労働力確保に関する特命委員会により『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』が出され、「就労目的の在留資格を付与して受入れを進める方針」が明らかにされました。これら外国

人材受入れ施策の変更と日本語教育の議論は同時並行的に進められてきており、2016年11月には、日本語教育推進議員連盟が結成されています。2018年12月には入管法一部改正が行われ「特定技能」という資格が新設されました。2019年から外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議が幾度も開催され、2021年6月の会議では「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が発表されました。この対応策の中では、具体的に担当省庁を指定して197施策が明示されています。また、2020年6月に閣議決定された『日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針』の中では、文化庁で主に進められている政策として、公認日本語教師資格、日本語教育機関の類型化、日本語教育の参照枠の策定等が挙げられます。

外国人材受入れのステージの変化 1

年	月	分類	関連事項	内容
2015	6	政策	内閣府日本再興戦略(改訂2015年)	中長期的な外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。
2016	5	政策	自民党政務調査会 労働力確保に関する特命委員会『共生の時代に向けた外国人労働者受入れの基本的考え方』	個別に精査し、就労目的の在留資格を付与して受入れを進める
	11	日本語	日本語教育推進議員連盟結成	経党派で衆参両院議員48名 会長 河村建夫、会長代行 中川正幸、事務局長 藤浩(それぞれ門下大臣経験者)
2018	7	政策	外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議	第一回開催 その後年3回程度、2021年6月まで10回開催「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を発表
	12	政策	入管法一部改正「特定技能」新設	臨時国会で提案14事項を指定し在留資格「特定技能」を新設
2019	6	日本語	第198回通常国会「日本語教育の推進に関する法律」成立	日本語教育に関する理念、基本方針など枠組みを提示
	6	日本語	文化庁文化審議会国際分化合 日本語教育小委員会(19期) 日本語教育能力の判定に関するWG設置	日本語教師の資格の検討
	6	日本語	同 日本語教育の標準に関するWG設置	日本語レベルの指標の検討
	9	日本語	関係行政(省庁)による日本語教育推進会議開催	日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行う [2020年3月第2回開催「基本方針案」提出]
2020	6	日本語	政府「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」閣議決定	日本語教育基本法に対応する具体的な施策を発表
	6	日本語	文化庁文化審議会国際分化合 日本語教育小委員会(20期) 「日本語教育の判定基準等」に関するWG	日本語レベルの指標の検討
	6	日本語	同 「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラムの改定に関するWG」設置	生活日本語の標準化の検討
2021	2	政策	出入国在留管理庁「外国人との共生社会の実現のための有識者会議設置」	関係省庁アライン、意見書とりまとめを行う。2021年7月まで6回開催
	6	政策	外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議10回 外国人材受入れ・共生のための総合的対応策(令和3年改訂)発表	
	6	日本語	文化庁文化審議会国際分化合 日本語教育小委員会(21期) 「日本語参照枠」の活用に関するWG設置	日本語レベルの指標の検討
			同 「生活CAN DO」に関するWG設置	生活日本語レベルの指標の検討

図表2 外国人材受入れのステージの変化 1

(参考：白石先生資料p.2)

3. 「日本語教育の参照枠」の構造

「日本語教育の参照枠」はCEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)2001年版を参考として作成されています。具体的な参照基準は、図表3で表されているように、全体的な尺度→言語活動別の熟達度の表記→より詳細な各レベル別言語能力の記述文参照枠Can Doとなっています。

「日本語教育の参照枠」の構造2



図表3 「日本語教育の参照枠」の構造2

(参考：白石資料p.4)

このように、外国人受入れや日本語教育が正面から議論されることは良いことですが、「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」はあくまでも一過性の対応策であり、「日本語教育推進法」が議員立法で成立しているにも関わらず、外国人受入れの基本となる「多文化共生社会基本法」が審議未了のままであることが問題点として挙げられます。日本語教育推進法も必要な法律ですが、今日の日本語教育が、戦前の植民地での国語化政策のような同じ轍を踏まないように、「多文化共生社会基本法」あるいは「外国人権基本法」といった外国人受入れを包括する基本的な法律を先に定めるべきではないかと考えます。

4. FCE運用の実際

次に、FCE (Foreign Credential Evaluation 外国教育資格評価) についてお話しします。文科省では、日本の大学入学資格判断の原則として『個々の国の制度を尊重し、教育内容の相当性に立ち入ることはしない一方、「過程年数主義」を採用し、外国において学校教育における12年の過程を修了した者』としていて、外国の学校を終了した者が日本の大学へ入学する場合は一般的に「当該国の正規の学校教育において12年の課程を修了している」(学校教育法施行規則第150条第1号、昭和56年文部省告示第153号第2号) ことが要件となっています。外国の学歴を判定する場合、当然その国の学校教育制度の知識が必要ですし、国を複数またいで教育を受けている場合は、それぞれの国の学校教育制度の知識が必要となります。あるいはインターナショナルスクールや当該国の教育制度とは別の、日本でいうところの外国人学校などの場合はどう判断するか、高等学校卒業程度認定試験のような認定試験で資格を取得している場合はどうか、など提出された書類から読み解いていかなければなりません。さらに、学校や課程がその国の政府や公的教育団体から認可を受けた正式な教育課程であるか、学部進学の場合は日本の高等学校に相当するものであるか、などを精査して日本の大学への一般入学資格の確認を行います。

このような制度的な確認の前に、そもそもその証明書自体が真正なものであるか、その証明書を発行した学校や課程が実際に存在するか、申請者（被証明者）が本当に当該課程に在籍していたかなどの真偽確認は、一つ一つ個別に学校などへの問い合わせが必要となり、かなり専門的な業務となります。当協会では長年にわたり各国のデータを蓄積していて、評価員は各国の証明書のフォーマットをほぼ把握していますが、証明書類に何らかの違和感を持った場合は納得できるまで深掘して調査することになります。また、教育制度や入試制度の変更は珍しいことではなく常に最新情報をアップデートしておくことが肝要となります。

5. 国家資格フレームワーク (National Qualifications Framework, NQF)

当方では入学資格判定の必要から国家資格フレームワーク (National Qualifications Framework, NQF) の研究もしています。しかし、当研究会には「国家学位資格枠組」を専門に研究している吉本圭一先生がいらっしゃり、勉強会も行われるので、専門的な説明はそちらでお話しいただけるものと思います。

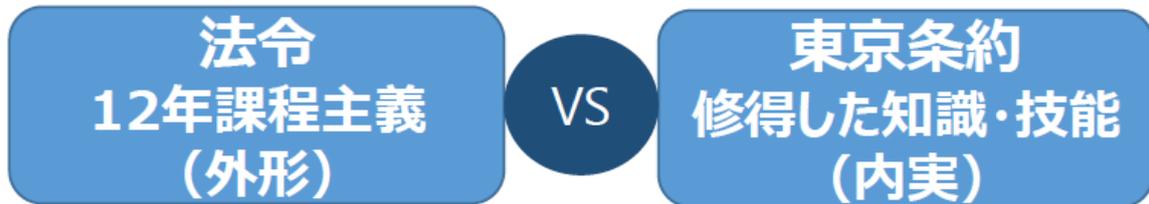
一点指摘しておきたいのはEQF(European qualifications framework:以下EQF)では、国ごとにアカデミックの教育資格フレームワークと職業教育資格フレームワークがどのように形成され、接続されているかが表示されています。職業教育の中で取得された資格が一般教育の中でどのような互換性があるかを示すことがEQFの1つの役割であると考えられます。本プロジェクトで行おうとしているアカデミック及び職業の資格枠組みが、教育課程終了後のキャリアや資格までを対象とするとすると、そこまでを対象とするのはなかなか大変なことだと思います。

6. アジア地域における高等教育の資格認証条約

2017年12月、日本は「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(東京規約)を締結しました。この規約は「アジア太平洋地域において、締約国間が相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えることにより、国際的な学生及び研究者の流動性の促進」をすることを目的としています。2021年5月1日現在、締約国はオーストラリア、中国、ニュージーランド、日本、韓国、バチカン、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニアの12か国となっています。この東京規約では、日本が準拠している「学校教育12年修了」という外形主義と異なり、教育の内容、質に着目し「知識及び技能に主たる焦点を合わせた評定を行うこと。」とされています。つまり、教育の中身によって評価すべきとしていて、その評価結果は「透明性、一貫性及び公平性を有し、かつ、差別的でないこと。」が条件となっています。ある大学が「これは資格あり」「これは資格なし」という判断をしたときに、その大学全体で常に一定した説明可能な判断をしていかなければいけないということになっています。

また、「申請者は合理的な期間内に不服申し立てを行う権利を有する。」「個別に入学資格審査を実施する際、申請者が不服申し立てを行うことができるようにすること。」となっており、もし出願を受けた大学が出願者の入学資格をなしと判断した場合、どうすればその出願者が当該大学を受けることができるようになるか、というアドバイスを付すということにもなっています。このような東京規約の規定に、日本の大学が対応するのは中々大変ではないかと思えます。

日本で判断基準とする「12年課程主義（外形）」と東京規約の「取得した取得・技能内容（内実）」という、2つの基準は対立的に見えます。しかし、実際に資格判定業務をしてゆく場合は、対立的に捉えるのでは融合的に判断をし、ひとつひとつの判定を出していかなければなりません。両方の要素を備えた形にしていくことが、今の日本の大学資格判定に求められているところです。



(参考：白石資料p.9)

次の節ではこれまで日本で、法令上で解釈されてきた大学入学資格と東京規約で示される習得した知識・技能の双方を考慮した判定をどのように行っているかという点を説明します。

7. 「実質的な差異」の判断と日本における大学資格入学資格の確認

EUでは、1999年に資格の認定に関する欧州評議会／ユネスコ条約（リスボン協定）が締結され、「評価を行う機関が実質的な違い（Substantial Differences）を証明できない限り、提出された学位や学習期間は認証されなければならない⁴」と定められています。このようなことから、EUのEAR HEI（European Area of Recognition – Higher Education Institutions 高等教育機関）プロジェクトとして、「高等教育機関のための欧州認証マニュアル（The European Recognition Manual for Higher Education Institutions）」が発行されています。同マニュアルには「実質的な違い（Substantial Differences）」をどのように判定していくのかというステップが詳細に記載されています³。

図表5 実質的な差異の判断におけるマニュアル

評価要素	実質的な差異の比較要素	日本での適用
1.Level	Qualification Frameworks 資格枠組み	ISCED2011 UNESCO国際標準教育分類
2.Work Load	Credit, Grades 学習単位・単位数・年級	課程年数 (12年課程修了)
3.Quality of Institution	Accreditation 教育機関認可・認証	当該教育機関・課程の 認可/認定/認証 資格試験の認可状況
4.Profile	Applied × Research Broad × Specialized Mono × Multidisciplinary 教育課程属性	一般教育 × 特定分野限定 (理系・文系・職業教育)
5.Learning Outcomes	Learning Outcomes 学習成果	学位・卒業証明書 成績証明書・資格証明書 当該国大学の入学資格

(参考：白石資料p.10)

上記の図表5はそのマニュアルから「実質的な違い (Substantial Differences)」を判断する際の要素を簡潔にまとめたものです。評価要素として5つ挙げられていて、評価要素1「Level」でEUでは資格枠組み (Qualification Framework: QF) によることとなっていますが、日本にはQFはないため、ユネスコのISCED (International Standard Classification of Education: 国際標準教育分類) を参照して行っています。評価要素2「Work Load」では学習単位・単位数・年級などを評価しますが、日本の場合は12年の学校教育課程を修了しているかどうかで判断することになります。評価要素3「Quality of Institution」では教育機関の認可・認証状況を確認することになりますが、日本でもその教育機関が当該国の教育制度で正式に認可されているかどうかを確認しています。インターナショナルスクールなどで当該国の教育制度以外の教育機関である場合は、国際的な評価団体 (WASC、CIS、ACSI⁵) の認定を受けているかどうか。あるいは外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルを取得するための教育を行っている教育機関であれば、出願者がそれらの資格を取得しているかどうかで判断します。評価要素4「Profile」における比較要素では、一般教育なのか特定分野なのか (職業教育、芸術など) を判断します。その際、ある国・地域では職業教育課程では大学入学資格が付与されない場合があり、その場合、日本の入学資格はどう評価すべきか、判断が分かれることも考えられます。評価要素5 (Learning Outcome) は学習成果をみるものですが、日本では卒業証明書・成績証明書・資格証明書などで評価することとしています。

8. おわりに

このような教育資格評価には言語面も含め、国際教育調査の専門人員を投入するのでそれなりの費用がかかります。しかしながら、こういった調査、評価のためにお金をかけること

に違和感を持つ大学は少なくないのではないかと考えます。図表6に見るように、海外の公的評価機関では、個別の資格評価サービスに対して、1万円～3万円程度の手数料を取っていることが明らかになっています。各国の教育制度のデータを蓄積し、変更点を把握しつつ、現地の教育機関や政府に一つ一つ調査を出していくことには、それなりの時間と労力がかかっていることについて、理解を頂ければと思います。

図表6 各国の資格評価機関の手数料比較

組織名	カテゴリー	手数料	所要時間
Nuffic (オランダ)	通常	123ユーロ(17,220円)	4週間
	特急	176ユーロ(24,640円)	2週間
ENIC-NARIC FRANCE	通常	70ユーロ(9,800円)	4ヵ月
	特急	220ユーロ(30,800円)	48時間以内
UK-NARIC (英国)	通常	46.00ポンド(7,820円)	10～15日
	特急	160.00ポンド(27,200円)	48時間以内
CSCSE(中国)	通常	360元(7,200円)	20営業日以内
WES (米国)	通常	100米ドル(12,000円)	7日
	指定期間送付	145米ドル(17,400円)	7日

NIAD-QE 27年度調査「学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」72ページより データ一部抜き出し

〈注〉

1. アジア学生文化協会のウェブサイト参照のこと。 https://www.abk.or.jp/international_business_support/
2. 労働政策研究・研修機構(2012)「諸外国における能力評価制度—英・仏・独・米・中・韓・EUに関する調査—」 <https://www.jil.go.jp/institute/siryos/2012/documents/0102.pdf>
3. Nuffic (2016). *The European Recognition Manual for Higher Education Institutions*. <https://www.enic-naric.net/fileusers/European%20Recognition%20Manual%20Second%20Edition.pdf>
4. “Degrees and periods of study must be recognized unless substantial differences can be proven by the institution that is charged with recognition.”
5. WASC (ウエスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ)
ACSI (アソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル)
CIS (カウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズ)

Ⅲ. 質疑応答

Q1. EJUが導入され、書類審査のみの渡日前入学許可が奨励されているにも関わらず、EJUが一次試験のように扱われ、未だ各大学個別の入学試験とそのための来日を要するケースが主流とお聞きしました。それを母国で代替しうる、日本の大学共通テストや米国のSAT, GMATのような試験の導入は議論されていないのでしょうか？また、現在は日本国内の入試方法も多様化していますが、その方法論との整合性についてはどれほど検討が進んでいますか？さらに、最近では国内のいくつかの大学・専門学校が世界標準システム（The Admission Office: TAO）を導入し、Web入試全般を担うコンソーシアム型システムを構築していますが、こうした試みも書類審査を中心とした総合型選抜を推し進めるものであると考えられますが、今後さらに普及していく見通しはあるのでしょうか？

- A. 渡日前入試は、基本的に英語を教授言語とする大学・大学院に限られています。日本語での留学を希望する場合、相当高いレベルの日本語能力が求められることとなります。例えば、日本での学部留学にはCEFR B2以上を要件とするケースが多いのですが、これは東アジアや東南アジアの日本語学科で4年間日本語を専攻して到達が見込まれるレベルと考えられ、それほどの日本語教育を提供しうる海外の機関は非常に限られています。ご指摘にあったSATやTAOも英語ベースの選考システムであるため、英語を教授言語としている学部では導入を検討できますが、国内に広く普及させるのは非常に困難でしょう。EJUは英語にも対応していますが、それよりはTOEFLやIELTSとSATなどを用いる世界共通の方法に向かうのではないかと考えられます。そのため、書類審査による渡日前入試を学部レベルで実施するということは、極めて限定的と言えるでしょう。

日本の中には、留学生の選考について国内学生の選考と同じような形式でなければならない、つまり入学試験が必要であるという考え方があります。書類審査のみを用いるには、その必要性を説明しなければなりません。例えば、当該プログラムは英語で実施するため、大学が求めるような学生にリーチするには海外に適合する形での選考でないといけない、などの特殊性をもって渡日前入学許可を行うことができるのです。国内には推薦入試や指定校推薦といった形式も存在しますが、これを英語でも実施できるようにすれば、学生を受入れるマーケットは世界へと広がると考えられます。ただし、そこでは海外の大学との競争が避けられません。韓国や香港では、国内の統一試験を多言語対応にして、それを世界の大学で活用してもらえようアピールするなど、情報提供と広報に精力的な姿勢を見せています。しかし、同様の取り組みが日本の試験センターで進展するかと考えると、なかなか難しいように感じます。

留学生の受入れに歴史のあるオーストラリアでは、世界各国の成績判定や入試方法に関する情報が800-900ページにわたる書類に蓄積されています。新しく試験を課すのではなく、海外のシステムを国内の枠組みに当てはめるという考え方があるのです。イギリスの植民地であった香港では、教育制度の改革を経験していますが、その背景には一貫した国際性の志向があります。常に世界での通用性を向上させようとしてきたスタンスが、日本との差を生んでいると言えます。

さらに、現在中国の中等教育で観察される事例ですが、様々な海外教育ベンダーの参入により、生徒の学ぶコースが多岐にわたっています。整備が進む国内の教育制度と、そのようなコース多様化をいかに噛み合わせていくかが課題です。グローバル化が進展し、異なる国や地域を転々としながら各段階の教育を受けるような人も増加している状況で、学歴や資格を適正に評価していくことは非常に難しくなっています。

Q2. 東京規約について、締約国以外から移動してきた人にも適用されるのでしょうか？

- A. 第一義的には締約国から移動してきた人が対象となります。しかしながら、締約国以外の人を規定から除外するような記述はしていないので、その基本理念は広く適用されるべきではないかと考えられます。ただし、東京規約には罰則がないので、日本全体で遵守に向けた姿勢が生まれるかどうかは、今後の取り組みにかかっています。一部の関係省庁を超え、日本のすみずみまで理解を促し世論を形成するような啓蒙活動が必要です。慣行的なプラクティスとは大きく異なる試みであることを十分認識してもらった上で、東京規約をどう取り入れて軌道に乗せていくかという難しさがあります。本プロジェクトでは、現在構築中のFCE/FCRシステムが多くの外国人材にとって活用しやすいものとなるよう、モデルの提示やそのパイロット運用、読み替え証明書の電子発行などを3年間計画で進めていく予定です。

Q3. 外国学歴評価システムの構築について、大学入学をピンポイントとして扱うのか、その他のエントリーポイントも議論していくのかということを考えなければなりません。東京規約を誰にとって価値のあるものにしていくのか、そのアプローチも含め、方向性をお聞かせください。

- A. 現行のプラクティスに東京規約を取り入れる形で、折り合いをつけながら発展させていくことになると考えられます。職業資格についても扱う計画であるため、高等教育と職業教育のレベルを比較・評価し、その接続性を議論していく必要があります。各方面から知見を持ち寄り、望ましい方向性を模索していくことが期待されます。